

## ④ 猶予措置の取扱い

このたびの地震・津波（これに伴う福島第一原発事故を含みます）により、被災された皆様に対し、お申し出に基づき各損害保険の継続契約の手続きや保険料払込の猶予などをさせていただきます。

また、自賠責保険についても国土交通省が決定した自動車検査証の有効期間の伸長に伴い、継続契約の手続きや保険料払込の猶予などをさせていただきます。

自賠責保険以外	継続契約手続き猶予	2011年9月末日まで
	保険料払込猶予※	2011年9月末日まで
自賠責保険	継続契約手続き猶予	車検の有効期間の伸長に合わせて1ヶ月または2ヶ月（最長2011年5月11日まで）
	保険料払込猶予※	2011年9月末日まで

※ご加入いただいている保険については、所定の期日までの保険料払込みが間に合わない場合であっても、2011年9月末日までに払込みをいただければ結構ですのでご安心ください。

## ⑤ 積立保険における契約者貸付制度の取扱い

積立保険（年金払積立傷害保険を含みます）にご加入の場合で、一時的に資金がご入用となったときに、ご契約は有効なまま損害保険会社の定める範囲内で資金をお貸しする「契約者貸付制度」があります。利率（通常よりも低い利率を適用させていただく場合もあります）、条件など詳しくは積立保険・年金払積立傷害保険を契約している損害保険会社または損害保険代理店にお問い合わせください。

社団法人日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

☎0120-107808 携帯・PHSからは 03-3255-1306

受付時間：月～金曜日（祝日は除きます）9:00～18:00、土・日曜日、祝日（当分の間）9:00～17:00

本チラシに記載された内容は、今後、取扱いが変更となる場合があります。

2011年4月作成

# 東日本大震災によって、被災された皆様へ

～知っておいていただきたい情報です～

このチラシには次の内容が記載されています。是非ご一読ください。

- ①地震保険で支払われる保険金
- ②地震保険金の早期お支払いに向けた対応
- ③地震保険以外（自動車保険、火災保険、傷害保険など）の取扱い
- ④猶予措置の取扱い
- ⑤積立保険における契約者貸付制度の取扱い

損害保険各社では、地震保険をご契約いただいている建物または家財について損害を調査し、迅速な保険金のお支払いに努めております。被害にあわれた方は、ご契約の損害保険会社または損害保険代理店にご連絡ください。保険金請求の手続きについて、ご案内させていただきます。

詳しくは、ご契約の損害保険会社または損害保険代理店までお問い合わせください。

地震保険をご契約いただいている損害保険会社が不明な場合や保険証券を紛失した場合は、下記にご照会ください。

■地震保険契約会社照会センター ☎0120-501331（平日9:00～17:00）

※ホームページからも受け付けております。 <http://www.sonpo.or.jp/>

日本損害保険協会

## ①地震保険で支払われる保険金

地震保険は、損害の程度を確認し、全損・半損・一部損に分けて、実際の修理費ではなく、契約金額の一定割合を定額でお支払いする保険です。なお、地震の発生から3年間は保険金の請求が可能ですが、なるべく早めにご連絡くださいますようお願いいたします。

	損害の状況		支払われる保険金
	建物	家財	
全損	基礎・柱・壁・屋根などの主要構造物の損害額が建物の時価の50%以上の場合	家財の損害額が家財の時価の80%以上	契約金額の100% (時価が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上の場合		
半損	基礎・柱・壁・屋根などの主要構造物の損害額が建物の時価の20%以上50%未満の場合	家財の損害額が家財の時価の30%以上80%未満	契約金額の50% (時価の50%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上70%未満の場合		
一部損	基礎・柱・壁・屋根などの主要構造物の損害額が建物の時価の3%以上20%未満の場合	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満	契約金額の5% (時価の5%が限度)
	全損・半損・上記一部損に至らない建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水となった場合		

(注) 木造建物(在来軸組工法等、枠組壁工法)、鉄骨造建物(共同住宅を除く)についての津波による浸水損害※の場合、支払われる保険金は、次のとおりです。

	損害の状況	支払われる保険金
全損	鴨居(かもい)、長押(なげし)または扉の上端に至る床上浸水の場合	契約金額の100% (時価が限度)
半損	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水の場合	契約金額の50% (時価の50%が限度)
一部損	基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損または半損に至らない場合	契約金額の5% (時価の5%が限度)

※津波による浸水損害にのみ適用します。

## ②地震保険金の早期お支払いに向けた対応

### ■航空写真・衛星写真を用いた効率的な「全損地域」の認定について

航空写真・衛星写真を用いて被災地域の状況を確認し、津波や火災によって甚大な損害を被った街区(市街の一区画、ブロック)を「全損地域」として認定し、当該街区に所在する地震保険契約はすべて「全損」認定することとしました。当協会のホームページ上で情報を公開しております。また、「全損地域」に該当する契約か否かについては、地震保険をご契約いただいている損害保険会社にお問い合わせください。

なお、上記「全損地域」に該当しない街区についても、全損、半損または一部損に該当するか調査しております。

### ■お客様による「損害状況申告書」に基づく損害調査の導入について

損害を被った木造建物や家財の損害調査について一定の条件に合致するケースは、お客様に「損害状況申告書」を事前に作成いただきますと、損害の確認と調査がよりスムーズに行われ、書面による調査でより早期に保険金請求手続きができる場合がございます。また、損害保険代理店がこの損害調査のサポートを行うことができます。詳細につきましては、地震保険をご契約いただいている損害保険会社または損害保険代理店にお問い合わせください。

## ③地震保険以外(自動車保険、火災保険、傷害保険など)の取扱い

■原則として地震や津波による損害は補償の対象となりません(特約を付帯するなど地震や津波による損害を補償する契約条件でご契約いただいている場合を除きます)。

■火災保険では、地震や津波によって生じた損害は補償の対象となりませんが、地震や津波を原因とする火災によって建物・家財などに一定以上の損害が生じた場合には「地震火災費用保険金」として保険金が支払われる場合があります。

■このたびの地震や津波を原因として自動車や建物を滅失されたご契約者の方々、被保険者が亡くなられた傷害保険のご契約者の方々については、自動車保険や火災保険、傷害保険などのご契約を解約される際、手続きが後になった場合でも、すでに払込みをいただいた保険料のうち、災害発生日以降の期間に対応する保険料について返還させていただく場合があります。この際、保険証券などがお手元がない場合であってもお取扱いさせていただきます。なお、自動車保険など地震保険以外の損害保険を契約した損害保険会社が不明な場合や保険証券を紛失した場合は、お近くの損害保険会社の営業所・サービス拠点などの店舗、コールセンターなどにご照会ください。

■自動車の滅失などの事情によって解約される際には、「中断」の手続きを取ることができます。この場合、新たに自動車保険をご契約される際に、それまでの等級(割引率)を継承することができます。